

徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画（仮称）推進委員会設置要綱

（目的）

第 1 条 あらゆる自然災害を迎え撃つ「県土強靱化」の推進に加え、大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第 13 条に基づく「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画（仮称）」（以下「強靱化計画」という。）を策定するとともに、適切な進捗管理と見直しを行い、当計画を計画的かつ着実に推進するため、防災関係機関をはじめ各分野の代表者や学識経験者で構成する徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画（仮称）推進委員会を設置し、県に対して助言、提言を行う。

（掌握事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、助言、提言を行うものとする。

- (1) 強靱化計画の内容に関すること。
- (2) 強靱化計画の推進に関すること。
- (3) 強靱化計画の検証及び見直しに関すること。
- (4) その他、強靱化計画に関し必要な事項。

（構成）

第 3 条 委員会は、委員 30 名以内で構成する。

2 委員は、防災関係者及び学識経験者等から知事が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とし、公募委員の任期については別途定めるものとする。

4 委員は、再任することができる。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長をおく。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会をとりまとめ、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を行う。

（委員会）

第 5 条 委員会は、委員長が必要に応じ、招集する。

2 委員長は、必要と認める場合は、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明または意見を述べさせることができる。

（事務局）

第 6 条 委員会の事務は、防災対策推進課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。